

南陽市告示第48号

令和8年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

南陽市長 白 岩 孝 夫

### 令和8年度南陽市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を支援することにより、地球環境の保全に寄与するため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を設置する者に対し、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降に対象システムを設置した者
  - (2) 第5条第1項第1号に規定する補助金交付申請書兼実績報告書を提出する時点において、本市に住所を有し、かつ、自ら居住する専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫、物置等へ対象システムを設置した者。ただし、単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者も含む。
  - (3) 令和9年3月16日までに、補助金交付申請書兼実績報告書を提出できる者
  - (4) 市税に滞納がない者
  - (5) 補助金の交付を受けようとする対象システムに対して、他の市補助金を受けていない者
- 2 前項の規定は、令和8年2月1日以降に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定による認定の通知（以下「再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知」という。）を受けた者にも適用する。

(対象システム)

第3条 対象システムは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置されている住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 次の数値のうちのいずれかが10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの
  - ア 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)
  - イ パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく、キロワット表示とする。)
- (3) 対象システムは、新たに設置するものとし、未使用品であるもの(中古品は対象外とする。)
- (4) 対象システムを増設する場合は、既存対象システム分を含めた増設後の対象システムが第2号に規定する要件を満たすこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムに取り付けられた太陽電池の最大出力に、1キロワット当たり25,000円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を上限とする。

2 対象システムを増設する場合は、増設部分を補助対象として算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)
- (2) 対象システムの設置場所を示す案内図
- (3) 対象システムの設置場所及び付近の見取図
- (4) 対象システムの設置工事着工前の状況を示す写真
- (5) 工事完了後の対象システムの設置状況を示す写真
- (6) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (7) 対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し
- (8) 対象システムの設置工事費の支払いが分かる領収書の写し
- (9) 市税納税証明書(令和6年度分)
- (10) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し(令和8年2月1日以降に当該認定を受けた者に限る。)

(11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象システムの設置工事等に関する書類の提示を求めることができる。

3 申請は、住宅1戸につき1回限りとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、受付順に書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付決定及び額の確定をし、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金の交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を直ちに返還しなければならない。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。